

第 5 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成 15 年 5 月 13 日 (火) 10:00 ~ 12:15

2. 場 所 日本電気協会 4 階 C, D 会議室

3. 出席者 (敬称略, 五十音順)

出席委員 : 飯塚分科会長 (東京大学), 唐澤副分科会長 (東京電力), 宮口幹事 (石川島播磨重工業), 伊藤 (NS ネット), 大塚 (関西電力), 川尻 (電源開発), 久保田 (核燃料サイクル開発機構), 黒川 (発電設備技術検査協会), 先田 (四国電力), 佐々木 (中国電力), 下重 (グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 白石 (三菱電機), 鈴木 (日立製作所), 平 (日本製鋼所), 高橋 (富士電機), 谷本 (九州電力), 長崎 (三井造船), 中世古 (中部電力), 中野 (原子力発電技術機構), 中村 (北陸電力), 濱田 (日本原子力発電), 松村 (北海道電力), 村上 (東北電力), 結城 (原子力安全・保安院), 吉村 (日本原燃), 渡邊 (東京電力)

代理委員 : 齋藤 (原子力安全・保安院 武山代理), 三角 (三菱重工業 宮越代理), 森田 (東芝 松永代理)

欠席委員 : 佐藤 (東京商船大学), 清野 (原子力安全・保安院)

常時参加者 : 穴原 (東京電力)

オブザーバ : 伊東 (三菱原子燃料), 大谷 (原子力安全・保安院), 金子 (原子力安全・保安院), 児玉 (原子力安全・保安院), 近藤 (東京電力), 七種 (原子力安全委員会事務局), 爾見 (電気事業連合会), 南 (原子力安全委員会事務局)

事務局 : 浅井, 堀江, 上山, 国則 (日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No. 5-1 第 4 回品質保証分科会 議事録 (案)

資料 No. 5-2 第 9 回原子力規格委員会 議事録 (案)

資料 No. 5-3 品質保証分科会委員名簿 (案)

資料 No. 5-4-1 品質保証検討会委員名簿 (案)

資料 No. 5-4-2 品質保証作業会の設置に関する書面投票の結果について

資料 No. 5-4-3 品質保証合同作業会委員名簿

資料 No. 5-5 JEAG4101 「原子力発電所の品質保証指針」の改定方針について

資料 No. 5-6-1 原子力施設に対する品質保証規程改定について (案)

資料 No. 5-6-2 JEAC4101 原子力発電所の品質保証規程 改定案

- 資料 No.5-6-3 JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針 改定案（参考）
- 資料 No.5-7-1 IAEA 安全報告シリーズ No.22「品質基準；IAEA50-C/SG-Q と ISO9001：2000 との比較」（抜粋）
- 資料 No.5-7-2 IAEA Safety Reports Series No.22 Quality Standards：Comparison between IAEA 50-C/SG-Q and ISO 9001:2000

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局より，委員総数の 3 分の 2 以上の出席で会議開催条件を満たしているむねの報告があった。

(2) 議事次第と配付資料の確認

当日の議事次第と配布資料が確認された。

(3) 第 4 回品質保証分科会議事録（案）の審議

事前にメールで配信されていた，資料 No.5-1 の第 4 回品質保証分科会議事録（案）は，当該内容で承認された。

(4) 第 9 回原子力規格委員会議事録（案）の紹介

事務局より，資料 No.5-2 に基づき，第 9 回原子力規格委員会の当分科会関連の議事内容として，「(8)各分科会規格改廃要否の検討及び平成 14 年度活動実績，平成 15 年度活動計画」については 5 月 16 日 〆切の原子力規格委員会委員の書面投票により審議中であること，次々回の原子力規格委員会は 7 月 2 日 13 時 30 分から開催予定であることが紹介された。

(5) 品質保証分科会委員 新任・退任の紹介

事務局より，資料 No.5-3 に基づき，第 9 回原子力規格委員会で承認された委員が紹介された。さらに，第 9 回原子力規格委員会以降の退任委員および新任委員候補の紹介があり，本内容で次回の原子力規格委員会に提案することで問題ないことを確認した。

(6) 品質保証検討会委員 新任委員候補の紹介と審議

事務局より，資料 No.5-4-1 に基づき，第 2 回品質保証検討会で確認された新任委員候補の紹介があり，決議の結果全員の賛成で承認された。

(7) 品質保証合同作業会の設置の紹介

事務局より，資料 No.5-4-2，5-4-3 に基づき，品質保証検討会の書面投票による承認を踏まえて品質保証合同作業会が設置され，名簿に示す 30 名の委員で活動を行っていること

が紹介された。併せて、書面投票に付されたコメントは、作業会の活動・検討状況の情報を適宜周知する要求のご意見等であり、書面投票に対する回答で約束したスケジュール通りに情報を配信していることが紹介された。また、唐澤副分科会長（品質保証検討会主査）より、情報共有のため検討会もタイムリーかつ頻繁に開催する予定であることが紹介された。

(8) JEAG4101「原子力発電所の品質保証指針」の改定方針についての紹介

宮口幹事より資料 No.5-5 に基づき、第9回原子力規格委員会でコメントつきで承認された内容が紹介された。

この内容に関して、規格策定にあたっては、原子炉安全小委員会基準化戦略ワーキンググループがまとめた、規制基準の性能規定化、ならびに、民間規格の活用という基本方針に沿って活動を行っていくべきであり、そのためには、原子力分野の最新の技術、知見を持つ専門家として公平、公正、中立な立場で、社会のニーズを具現化すべきであるとのコメントが出された。

(9) 原子力施設に対する品質保証規程改定について（案）の紹介と審議

渡邊委員（品質保証合同作業会主査）、結城委員（同委員）より資料 No.5-6-1 に基づき、JEAC4101 原子力発電所の品質保証規程の改定方針などが紹介された。

本資料については、本日の議論の結果を踏まえた修正を行った上で、次回の原子力規格委員会に上程してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

本議題に関する主な質疑応答、コメントは以下のとおり。（Q:質問 A:回答 C:コメント）

Q: 建設工事や、運転中の改造工事の工事認可申請書に添付する品質保証計画書についても、本年10月の省令改正施行以降は新しいJEAC4101に沿った品質保証計画書とする必要があるか？建設段階の品質保証計画書は、規制の対象となるか？

A: 規制範囲は炉規法の適用を受ける、運転、保守、改造工事など保安規定に含まれる範囲となる予定である。建設段階はこの炉規法による直接的な規制の対象とはならないが、事業者が段階毎に異なる複数の品質マネジメントシステムを並存させることは不自然でもあり、省令改正施行以降は、建設段階にも新しい JEAC4101 を準用するのが妥当と考える。ただし、現在のところ、規制範囲は炉規法のみで、電事法は準用という位置付けと考えている。

C: 外部への説明責任の要求事項を追加するのがよい。あらたに0章をおこすか 1～3章で、今回の改定の考え方をまとめる中に含めるとともに、4章以降の要求事項の中にも具体的に記載するのがよい。

C: 図 3 中、改善の位置は現在の位置ではなく、C から P に回る太い線の部分を改善とすべきと考える。

Q: 製品を原子力安全と読み替えることにより、公衆が「絶対安全」や「安心」に対する過度の期待を持つ可能性があるが、それについてどう考えるか？

A: 本規程は目標とする安全を達成するために必要な仕組みを規定しており、絶対安全について要求したものではない。また、公衆に対しては、説明責任を果たす、即ち、「安全」であることを基礎にした「安心」を訴えるべきであり、規程自体は現在の内容でよいと考える。

Q: 対象を明確に規制当局とする IAEA の安全シリーズの位置付けを今後どう考えるか？また、JEAG4101-2000 をガイドラインとして残すことは可能か？

A: 規制の対象となる JEAC と自主的な活動を含む運用要領である JEAG を明確に区別する必要がある。現在検討中の JEAC 及び JEAG は、IAEA のコードの要求事項と整合性を取ることは当然として、JEAG4101-2000 とともに極力整合性を図るよう検討している。ただし、事業者の規制とのインターフェースを IAEA、供給者とのインターフェースを ISO とする概念は継承していない。規制にはコンプライアンスベースの規格が相応しく、規格そのものの教育、研修などの充実や、事業者の原子力以外の分野との一本化などから考えても ISO ベースの規格がよいと判断した。但し、JEAG の発行が JEAC よりやや遅れることが予想されることから、今後、JEAG4101-2000 を暫定的に並存させることも含めて検討する。また、現在検討中の JEAC 及び JEAG は、JEAG4101-2000 とは適用範囲が異なり、同じ番号のままではユーザ側に混乱を招く恐れも考えられる為、改定版の番号体系も合わせて検討する。

Q: JEAC4101、JEAG4101 とともに、本年 10 月までの改定を目指すか？

A: JEAC4101 は 7 月の原子力規格会へ上程し本年 10 月までの改定を目指す。JEAG4101 については同時期の改定が間に合わない可能性が高く、その場合は、9 月の原子力規格委員会への上程を目指す。

(10) JEAC4101 原子力発電所における安全のための品質保証規程改定案について（審議）

渡邊委員（品質保証合同作業会主査）より資料 No.5-6-2 に基づき、JEAC4101 原子力発電所における安全のための品質保証規程改定案が紹介された。今後、ペンディング事項を示す斜体を最新に合わせる、7.1 項と 7.3 項の区別をより明確に説明する、現在 JEAG に含まれている内容や JEAC の解説のうち、JEAC の解釈に必須な事項は JEAC に移動する等の修正を行う予定。

本資料については、本日の議論の結果を踏まえた修正を行った上で、次回 5 月 23 日の原

子力規格委員会で中間報告として説明し、次々回 7 月 2 日の原子力規格委員会に上程することで進めてはどうかと諮られ、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

なお、資料内容をレビューいただき、コメントなどある場合は、5 月 16 日までに事務局まで連絡をいただくこととした。

本議題に関する主な質疑応答、コメントは以下のとおり。(Q:質問 A:回答 C:コメント)

Q: JIS Q9001:2000 の 7.2.1 製品に関連する要求事項の明確化の b)項「顧客が明示してはいないが、指定された用途又は意図された用途が既知である場合、それらの用途に応じた要求事項」について、d)項「組織が必要と判断する追加要求事項」に包含とはせず JIS どおり個別要求として残すのがよいか？

A: b)項は顧客側から、d)項は組織側からの要求事項であり別のものである。b)項は、例えばホテルでお湯が出るなど、極めて一般的な社会常識の要求事項であり、規制対象の JEAC に残す場合は、具体例ではなくその仕組みや精神情報を記載することからあいまいになる可能性はあるが、JEAG に残すことがよいか、精神情報も重要と判断し JEAC に残すことがよいか、作業会での再検討事項とするのがよい。

Q: 省令改正施行以降、現在各社が有する品質保証計画書から、新しい JEAC の要求事項以外を除外する必要があるか？

A: 現在のマニュアルが新しい JEAC の要求事項を満足するかを調べ、満足していればあえて除外や修正をする必要はない。

Q: トップマネジメントが監査部門も統括するという要求を規定に含めるべきか？

A: 既に検討会でも議論されたが、法令化に関して法制検討小委員会での決定事項であり、規制要求を満足する規格とするためには含めるべき。

Q: 2000 年版では独立アセスメントの外部機関への委託が可能であったが、その方針から変更になるのか？

A: まず、事業者の特別監査も社外からみれば内部監査になると理解すべきである。その前提で、特別監査含めてアウトソースすることは可能である。

C: 顧客となる国民から見た場合に、どの範囲が原子力安全を担っている組織になっているかという見え方を、考慮することが重要である。

(11) JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針改定案について

品質保証指針の改定案内容についても、次回 5 月 23 日の原子力規格委員会で中間報告として説明する予定にて、資料 No.5-6-3 の内容をレビューいただき、コメントなどある場合は、5 月 16 日までに事務局まで連絡をいただくこととした。

(12) その他

次々回の原子力規格委員会が 7 月 2 日開催予定であることを踏まえて、次回分科会は 6 月 23 日 13 時 30 分から開催する予定とした。

以 上